

鳥取県教育委員会告示第2号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第5条第3項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定が解除されたので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年1月21日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

名称	員数	所在の場所	解除年月日
河本家住宅 主屋	1棟	東伯郡琴浦町大字篁津393	平成22年12月24日